

紹介

● 古代研究民俗學編第二 折口 信夫著

昨秋公にされた古代研究民俗學國文學兩編を併せて一部三冊、過去に於ける著者の全勞作の總結集である。著者折口氏の學問は他に何人も比照するものなき獨自の風格を有する、それは唯就いて見るべく一編の紹介のよき盡すを得ざる所である。例へば本冊の中「神道に現はれた民族論理」、「大嘗祭の本義」、「古代人の思考の基礎」等の諸編は幾分その全豹を窺はしめるかの如くであるが、それらはいづれも著者自身に於いてすでに一の「假説」であるといふ。蓋し、著者は、概念の上に概念を、論理の上に論理を積重ねて以て巨大なる知識體系の構成を試みようとするのではなく、寧ろ概念を概念以前のものに還へし論理をそれが發生の地盤にまで引戻さうとする。あくまで資料の實感の上に立ち幾種の事物の多面的な比較に於いてその間の關係を正しく通觀しようとする。その

際著者は餘りに多くを自己の主觀に頼み、一つの事物の上にあまりに複雑なる意味を認めようとするが故にその所論の理路を辿るには時に稍々困難を感じないではないが、かの一部唯物史觀論者の如く唯一つの抽象的な論理によつて一切の事象を處理しつくすが如きことは、この著者の最も好まない所であらう。讀者はかくの如き著書に對しては特にその意を汲むに十分に親切且つ細心でなければならぬ。卷末に附せられた「追ひ書き」の一編はその爲にもまづ讀まるべきものであらう。それは著者の學的生涯のつゞましやかな回顧の中に自ら自己の立場の主張をも含めた近時稀に見る名文である。(菊判、著作年表總索引共七三〇頁、定價六、五〇)(柴田)

● 御成敗式目研究 植木直一 著

御成敗式目一篇に關する著者多年の努力の收獲である。従來學界には一般法制史、武家法制史は決して尠くしない。然したゞ一篇の式目を中心とする斯様の徹底的研究の成果を有たなかつた。著者の研究心は式目を諸

方面の根本的な解釋が試みられ御成敗式目研究は一先づ大成された云ひ得る丈けの内容を持つ。こゝに問題とされるはたゞ式目一篇であるが然しそれは單に鎌倉幕府の法制であるに止まらず武家社會に永く效力を有ち力強い影響を及ぼした故に其研究は又武家法制史に對する理解に導く。その爲めにも著者の用意は充分にそゝがれ此研究を有意義なものとしてゐる。

本書内容は御成敗式目の制定、御成敗式目の實施、御成敗式目の影響、式目の諸本、御成敗式目の刊行と其の普及、御成敗式目の注釋及び講說、御成敗式目と初學教科書の七篇に分たれる。前三篇は内容的研究であり後四篇は文献的研究とも稱ひ得るであらう。さうして我々の直接の問題は前三篇に集つてゐる。

第一篇は式目制定の目的、公家法との關係、その體裁その編者に關する諸説がある。中心とさるのは公家法との關係であらう。武家法と公家法の詳細な解析比較によつて式目が武家固有の慣習道理に基く點を解説したものである。『御成敗式目は武家社會の必然的成果として顯現

發達したる法的規範を内容としたる不文法を具體的に立法したものである』。(一九頁)法律制定の基礎を社會性に置かうとする善き企が見られる。さうしてこれは後の第二篇に於て充分に展開されたものである。此際一の希望が湧く。問題を斯様に展開された著者が更に一步進んで其法的規範―道理に就いて今一應の考察を試みられなかつたかてふ事である。尤も其制定の基礎を制定者の正義心に置く事が説かれる。(三二―三四)然し我々は正義心一般なるものを知らないのである。たゞ問題とし得るのは時と處により異なる彼等の正義心である。それが如何なる姿にあつたか、社會組織に基いて具體的に解説されなければならぬ。其處に道理の深化があり先例慣習等の語が複雑な意義を有つに至るであらう。式目全體の意義が一層明確に浮び出されるであらう。

第二篇は全頁の約半に及び本書の骨子である。式目效用の範圍、其擴大を論ずる二章に於いて公家法と武家法と相對立する二系統の法制の效用の範圍の限定と其交錯とが社會事情の變遷と關係つけて明確に解説されてゐる

式目に據る判決例は式目の詳細な分析による規定の解説と其適用された多數の實例の集積による具體的な判決例が數多く紹介され、法制を單なる作られたものとして固形化する事なく社會上の一事實として生きたものとして取扱はれてゐる。これは式目の修正に於いて武家社會制度の變遷による法條修正の事情が説かれる際にも現はれる。然も斯様の觀察が鋭利な分析と豊かな綜合による動かし難い基礎の上に立つ故に其穩健にして正確なる論斷に何の不安をも抱かせない。其態度に多く教へらるゝ物を含んでゐると思はれる。

第三編式目の影響は前篇に於いて觀察した武家社會に根ざす式目の力強き效用が其後の武家社會に及ぼした影響の種々相を採録して前篇の附加として其研究を完からしむるものである。第四篇以下夥しい資料の中に集積、新資料の紹介に對して感謝を表したい。たゞ一の不本意は斯様にまで努力を注がれた式目のテキストが載せられなかつた事である。其涉獵された卅三種の寫本及註釋書に異同があるを云はれる。其の總てを披覽する機會の考へ

られない現在學界の爲めにも著者の研究の成果を發表するものは重要な事ではなからうか。これは筆者一個の希望に止まらないであらうと考へる。(菊判本文六〇二頁索引一七頁、定價五、〇〇 岩波書店發行)(藤)

●神宮遷宮記第一卷 神宮司廳編纂

收むるころ建久元年内宮遷宮記以下弘安二年内宮假殿遷宮記までの十部のである。

祭祀がもつ一の特性は古へに従ふといふことである。殊に神道ではそうである様に見える。惟神の道には神代より傳ふる祭祀の形が伴つてゐる。神の道が永く榮える爲にはこの形も亦永く守られねばならない。ここに古へに於ける祭祀の形に關する記憶を未來永劫に残そうとする要求が起つて種々の記録が作成される。本書に集められたものをさうした性質のもので我が國に於ける神の中の神なる伊勢の皇太神の遷宮に關したものでありいづれも中世以降祠官の私に編するところではあるが先古の典禮を知るべき黄金なる祕記である。昨年第五十八回の式